

2011年1月21日

日本貨物航空株式会社

日本発国際航空貨物燃油サーチャージ適用額変更の認可を取得

日本貨物航空株式会社（NCA、本社：千葉県成田市、社長：大槻 哲史）は、1月7日付けで認可申請いたしました「日本発国際航空貨物燃油サーチャージ適用額の変更」について、1月21日に国土交通省より認可を受け、新規適用額を2011年2月1日より実施致します。

記

1. 新適用金額：

TC1(主に北米・中南米)宛	： 100 円/Kg (現行適用額 93 円)
TC2(欧州・アフリカ・中近東)宛	： 100 円/Kg (現行適用額 93 円)
TC3 遠距離(下記以外のTC3)宛	： 85 円/Kg (現行適用額 79 円)
TC3 近距離(香港・中国・韓国)宛	： 71 円/Kg (現行適用額 66 円)

2. 適用開始日：2011年2月1日 発行の航空運送状より

3. 燃油サーチャージ適用表・減額及び廃止条件：別紙参照

以上

お問い合わせ先：経営企画部 Tel：0476-30-3946